

議案第116号

損害賠償の額の決定について

賃貸借契約の中途解約に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

記

1 損害賠償の額

金44,576,015円（内訳は別紙一覧のとおり）

2 損害賠償の相手方

別紙一覧のとおり

3 事件の概要

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により国の定める標準仕様に準拠したシステムへ移行するのに伴い、現在履行中の賃貸借契約を中途解約することで、損害賠償額44,576,015円を支払うこととなったもの

(別紙)

損害賠償の相手方及び損害賠償の額の一覧

	賃貸借物件名	相手方	損害賠償額
1	基幹業務システム	静岡市葵区黒金町3番地 NECキャピタルソリューション 株式会社 静岡支店 静岡支店長 貝桙 二郎	26,376,240円
2	選挙期日前投票管理システム	静岡市葵区呉服町一丁目1番地の2 株式会社静銀リース 代表取締役 若林 紀伸	3,471,600円
3	申告受付支援等システム	静岡市葵区黒金町59番地7 FLCS株式会社 静岡支店 支店長 谷頭 洋一	1,456,455円
4	滞納整理システム	静岡市葵区黒金町3番地 NECキャピタルソリューション 株式会社 静岡支店 静岡支店長 貝桙 二郎	13,271,720円
		合計	44,576,015円